

別記様式 1

1 発生報告

<p>対象疾病</p>	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（規則第1条の2各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜（規則第25条第1項第1号）</p> <p>2 前記1の患畜及び疑似患畜以外の初発の患畜又は疑似患畜（規則第25条第1項第2号）</p> <p>3 上記1及び2以外の監視伝染病で、家畜衛生に重大な影響を及ぼすと思われるもの。</p>
<p>報告事項</p>	<p>1 病名、家畜の種類、病性決定月日、発生場所、発生頭羽数、転帰内訳</p> <p>2 患畜又は疑似患畜と決定した経過</p> <p>3 臨床症状、剖検所見</p> <p>4 防疫措置</p> <p>5 疫学的考察</p> <p>6 その他</p>
<p>備考</p>	<p>日本に現存しない重要伝染病及び緊急事態が発生し、その報告が休日又は勤務時間以外となる場合は動物衛生課防疫業務班に報告すること。</p> <p>なお、当局においても各県における休日又は勤務時間外の緊急連絡先を承知しておきたいので変更のあった場合はその都度報告するものとする。</p>

2 発生詳細報告（動物衛生課への報告のみとする。）

対象疾病	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水泡性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、アフリカ豚コレラ、豚水泡病、家きんコレラ又は高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（規則第1条の2各号に掲げるものに限る。）の患畜又は疑似患畜</li> <li>2 上記の家畜伝染病以外の家畜伝染病で家畜衛生に重大な影響を及ぼすと思われるもの。</li> </ol>
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病名、家畜の種類、病性決定月日、発生場所、発生頭羽数、転帰内訳</li> <li>2 患畜又は疑似患畜と決定した経過</li> <li>3 臨床症状、剖検所見</li> <li>4 防疫措置</li> <li>5 疫学的考察</li> <li>6 その他</li> </ol>
備 考	終息後速やかに文書により動物衛生課に報告するものとする。

別記様式 2

平成 年度家畜伝染病予防事業計画書

県（都道府）名

単位：頭、千羽、群、%

1 家畜の飼養状況

前 事 業 年	牛				豚				鶏				みつばち		
	飼養頭数		肉用牛		飼養頭数		飼養頭数		飼養羽数		飼養羽数		飼養群数	飼養群数	
	乳用牛	繁殖	肥育	計	子取り 雌豚	その他	計	種鶏	採卵鶏	肉用鶏	計	計	定飼	転飼	計
年															
頭羽数															
前年比															

前 事 業 年	その他の家畜					摘 要
	飼養頭数					
	馬	めん羊	山羊	いのしし	その他	
年						
頭羽数						
前年比						

(注) 1. みつばちの転飼は県境を越えて移動するものについての延群数を記入する。

2. その他の家畜のその他欄には、水牛、鹿等の具体的な家畜の種類を記載する。

2 平成 年度家畜伝染病予防事業実施方針（家畜別に実施方針を記入する。）

3 平成 年度重点実施事業の概要

畜種	対象とする 疾病等	検査、注射、薬 浴、投薬の区分	実施地域あるいは実施 施設地域名あるいは 実施施設の場所数		実施 区域の 飼養頭 数	対象畜種の範囲 (頭羽数)		実施時期	摘 要
			飼養頭数	実施施設数		対象畜種の範囲	事業量		
							頭 (羽)		

(注) 1. 検査を実施する場合は検査項目及び検査方法を、注射、薬浴、投薬を実施する場合は使用薬品名をそれぞれ摘要欄に記入する。  
 2. 対象畜種の範囲は用途（肉用又は乳用、育成又は繁殖、採卵、肉用又は種鶏等）を記入する。

4 平成 年度 実施計画

事業区分	疾病区分	実施頭羽(群)数				所要人数(延)			実施根拠法律条文	摘要
		実頭羽(群)数	延頭羽(群)数	家畜防疫員	雇入獣医師	計	1人1日当たり平均実施頭羽(群)数			
検査事業	臨床検査									
	精密検査									
	小計									
	計									
注射事業										
	計									
寄生予防病虫害事業										
	計									
合計										(雇入獣医師実人数名)

(注) 1. 寄生虫病に関する検査、注射、薬浴投薬事業は一括して寄生虫病発生子防事業の項に記入する。  
2. 事業実施範囲を放牧場、育成施設等の特定施設又は特定の地域等に限定して行う場合には、当該施設又は地域における対象家畜の飼養頭羽数、施設のか所数をそれぞれ摘要欄に記入する。

例：アナプラズマ病（血液検査） 放牧場数：○○カ所の内○カ所について実施  
放牧頭数：○○○頭の内○○○頭について実施

### 3. 検査事業について

① 臨床検査とは稟告、視診、聴診、触診、打診、検温の一部又は全部を行うものをいい、血液、尿等を採材して検査を行う場合には精密検査に区分する。

② 臨床検査の項には法第51条の立入検査等において臨床検査のみを行うものについて記入し、臨床検査と精密検査の両者を行う場合には精密検査の項に記入する。

③ 臨床検査の項の疾病区分の欄は牛伝染性疾病、豚伝染性疾病、鶏伝染性疾病、その他家畜の伝染性疾病（馬、めん羊等）の区分により記入し、実施頭羽（群）数の欄には頭羽（群）数の下段に実施戸数を（ ）書きで記入する。また摘要欄には、検査の対象とする主要疾病名及び対象とする家畜の範囲を明記する。

④ 精密検査の項は、疾病名の右に検査方法を（ ）書きで記入する。

例：ブルセラ病（急速法）、ヨネネ病（ELISA法）

⑤ 鶏の検査については種鶏とそれを区分して記入する。

例：ニューカッスル病（HI抗体検査） 種鶏○○○羽、その他○○○羽

### 4. 注射事業について

① 注射事業の項には飲水投与、噴霧等注射以外の方法によるワクチンの投与についても記入する。

例：ニューカッスル病の生ワクチン等

② 疾病区分欄には、疾病名の右に使用ワクチンの種類を（ ）書きで記入する。例：流行性脳炎（日本脳炎生ワクチン）

5. 寄生虫病発生子防事業の項の疾病区分欄には、疾病の右に検査、薬浴、投薬の区分を（ ）書きで記入し、検査の場合には摘要欄に検査方法別に実施頭数を記入する。

例：トキソプラズマ病（検査） HA検査 ○○○頭、皮内反応 ○○○頭

5 薬品使用（購入）計画

薬品名	実施頭羽数 (延)	使用（購入）量		販売単位 当たりの 単価（円）	所要金額 （円）	摘 要
		数量 (単位：本、箱等)	1小分け容量当たりの単位 (単位：g、ml、箱等)			
消毒薬品						
小計						
検査薬品						
小計						
投薬 薬浴薬品						
小計						
殺処 分薬品						
小計						
薬 感染 防止品						
小計						
合 計						

(注) 1. 家畜伝染病予防法第60条第1項第6号から第8号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品、衛生資材及び焼却又は埋却に要した費用を定める件（平成16年6月2日農林水産省告示第1127号。以下「大臣指定告示」という。）の一の補助範囲は、家畜伝染病予防法の規定に基づいて都道府県知事又は家畜防疫員自ら使用する場合には、都道府県知事の命令により又は

家畜防疫員の指示により使用される場合を除く。

2. 消毒薬品とは、大臣指定告示の一のイに掲げる薬品をいい、家畜伝染病予防法施行規則別表第三及び別表第四に規定する消毒の基準に記載されている薬品及びそれらの薬品を含有して同消毒の基準に相当する効力を有する消毒薬品を含む。また、家畜伝染病予防法施行規則別表第二の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品及び別に定める使用の方法を定める件（平成26年6月2日農林水産省告示第1128号）に定める医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき承認を受けたものに限る。
3. 検査薬品とは、大臣指定告示の一のニに掲げる薬品をいい、医薬品医療機器等法第43条の検定を受けた疾病の診断を目的とする動物用生物学的製剤を除く。
4. 薬浴、投薬薬品とは、大臣指定告示の一のロ及びハに掲げる薬品をいい、一のロの補助範囲には、発生畜舎及び検査、注射の場所等で消毒に使用される場合を含む。
5. 殺処分薬品とは、大臣指定告示の一のホに掲げる薬品をいう。
6. 感染防止薬品とは、大臣指定告示の一のヘに掲げる薬品をいう。
7. 薬品名は商品名を記入し、消毒薬品、薬浴、投薬薬品については摘要欄に主要成分名及び使用方法を記入し、検査薬品については摘要欄に対象疾病名を記入し、殺処分薬品については摘要欄に対象家畜を記入し、感染防止薬品については摘要欄に対象疾病名を記入する。
8. 寄生虫病発生予防事業に要する薬品を使用する場合には所要金額欄には総所要金額の他に在庫負担額を（ ）書きし、小計、合計の項は総所要金額の他に（ ）内に在庫負担額の計を記入する。



6 動物用生物学的製剤使用（購入）計画

動物用 生物学的 製剤名	使用（購入）計画				所要経費		摘要	
	前記（4～9月）		後期（10月～3月）		1頭羽当 たりの平 均使用量	販売単位 当たりの 単価（円）		金額 （円）
	実 施 羽 数 （延頭 羽数）	使用（購 入）量 （本、箱 等）	実 施 羽 数 （延頭 羽数）	使用（購 入）量 （本、箱 等）				
					使用（購入）量	販売当たりの 容量（ml、検 体、箱等）		
計								

- (注) 1. 動物用生物学的製剤とは医薬品医療機器等法第43条の検定を受けた動物用生物学的製剤をいう。  
 2. 動物用生物学的製剤名は種類別（生ウイルス予防液、不活化予防液等）に区別して記載する。  
 3. 使用（購入）量の欄は、販売単位によりその数量を記入する。



8 所要経費

	家畜防疫員旅費		雇入獣医師手当		薬品費					動物用生物資材の購入費	衛生資材 購入費又は賃借料	経費 合計	
	人数(延)	単価	金額	人数(延)	単価	金額	消毒薬品	検査薬品	薬治投薬 薬品				殺処分 薬品
検査事業	臨床検査	人	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円
	精密検査												
	計												
会議費等													
注射事業													
薬治・投薬事業													
寄生 子生 防事 業発 生	検査事業												
	薬治・投薬事業												
	計												
合計													
経 区 費 分 担	国庫												
	県費												

- (注) 1. 臨床検査、精密検査及び注射事業の区分は、「4 平成 年度実施計画」の区分と同様とする。  
 2. 寄生虫病に関する事業は寄生虫病発生予防事業の項に一括して計上し、他の項には記入しない。  
 3. 金額の欄は、総所要金額を記入するとともに上段に( ) 書きで国庫負担額(内訳)を記入する。  
 4. 消毒薬品、検査薬品等の薬品の区分は、5 薬品使用(購入)計画、6 動物用生物学的製剤使用(購入)計画の区分と同様とする。

9 家畜防疫員任命状況

平成 年 月 日現在 (単位：人)

総計	獣 医 師													獣医師以 外の者				
	合計	地 方 公 共 団 体											個人 診療					
		計	本 庁			都 道 府 県				市町 村	保健 所	その他			計			
			家畜 衛生	公衆衛 生関係	その他	地 方 農 林 事 務 等	家 保 衛 生 所	畜 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等							地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所	
A + B + C + D	A + B + C	A										B				C	D	

(注) 1. 農業共済団体は、農業共済団体に勤務する者をいい、当該団体の指定獣医師、嘱託獣医師は除く。  
 2. 複数の文やの業務を行っている非常勤雇用については、主として行っている業務の所属の所属員として集計すること。

別記様式 3

家畜防疫計画変更計画書（発生予防事業及びまん延防止事業）

- 1 家畜伝染病の種類及び畜種
  - 2 発生状況及び防疫措置
  - 3 防疫措置の内容（移動制限地域名及び期間、予防接種、立入検査等防疫措置を実施した地域名、時期等について記入する。）
- } 発生予防事業  
の場合は不要
- 4 事業を実施することを必要とする理由
  - 5 事業計画

(1) 事業実施地域の実施概要

事業区分	疾病区分	実施市町村名	飼養状況（畜種）		当初計画事業量	変更計画事業量	増減	摘要
			戸数	頭羽数				
			戸	頭羽	頭羽	頭羽	頭羽	
			"	"	"	"	"	
			"	"	"	"	"	
			"	"	"	"	"	
			"	"	"	"	"	
			"	"	"	"	"	

(注) 1. 事業区分、疾病区分の欄は別記様式2の4の表に準じて区分する。ただし、まん延防止事業の消毒事業については事業区分に消毒事業の項を設けて変更計画事業量の欄に実施戸数を記入することとし、また、殺処分事業及び焼却又は埋却事業については事業区分に殺処分事業及び焼却又は埋却事業の項を設けて変更計画事業量の欄に実施頭羽数を記入する。

2. まん延防止事業の場合は当初計画事業量は不要

(2) 家畜伝染病予防事業変更計画

別記様式2の4の表の該当事業名及び計の項に当初計画と変更後の計画（上段）を二段書きにする。ただし、畜舎等の消毒、殺処分及び焼却又は埋却については同表の寄生虫病発生予防事業の項の次に消毒事業、殺処分事業、焼却又は埋却事業の項を設けて記入する。

(3) 薬品使用計画

別記様式2の5の表の該当薬品及び計の項に当初計画と変更後の計画（上段）を二段書きにする。ただし、畜舎等の消毒に要する消毒薬品の使用計画については同表の薬浴、投薬薬品の項の次に畜舎等消毒薬品の項を設けて記入する。

(4) 動物用生物学的製剤使用計画

別記様式2の6の表の該当動物用生物学的製剤名及び計の項に当初計画と変更後の計画（上段）を二段書きにする。

(5) 衛生資材使用計画

別記様式2の7の表の該当資材及び計の項に当初計画と変更後の計画（上段）を二段書きにする。

(6) 所要経費

別記様式2の8の表の該当事項に当初計画と変更後の計画（上段）を二段書きにする。ただし、畜舎等の消毒に要する消毒薬品、殺処分及び焼却又は埋却に要する衛生資材の購入については、寄生虫病発生予防事業の項の次に消毒事業、殺処分事業及び焼却又は埋却事業の項を設けて記入する。

6 その他参考事項

## 腐蛆病検査証明書様式

B 6 版

道 都 府 県	発 行 番 号		第 号		腐 蛆 病 検 査 証 明 書
所有権（管理者） 住所及び氏名					
検 査 場 所		検 査 年 月 日		年 月 日	
飼 育 群 数		検 査 群 数		そ の 他	
<p>上記みつばち等については腐蛆病検査の結果、異常のないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○ ○ ○ ○ , (証 明 者)</p>					
移動先地名及び荷受人氏名					
発送地 (駅又は港) 名		到着地 (駅又は港) 名		移動の方法 及び経路	
<p>注意 1 この証明書は、移動時常に携行し、移動先に到着後直ちに県（都道府）知事又は最寄りの家畜保健衛生所長に提出すること。</p> <p>2 この証明書の有効期間は発行の日から30日とする。</p>					

## 1 様式作成上の注意

○○○○欄は、県(都道府)知事, 家畜保健衛生所長, 家畜防疫員のうちいずれかとする。  
(証明者)

## 2 様式記載上の注意

- (1) 検査場所欄には、検査を行った養蜂場の所在地を、飼育群数欄には所有者(管理者)が所有(管理)する全蜂群数を、検査群数欄には飼育群数のうち検査場所で受けた群数を記載する。
- (2) その他欄には腐蛆病検査済証の発行番号等を記載する。



別記様式 5

仕向通知書

年 月 日

県（都道府）畜産主務課長 殿

動物検疫所（ ）支 所  
（ ）出張所

下記のとおり、輸入家畜（動物）を送致しましたのでお知らせします。  
なお、動物検疫所における検査結果は、別添のとおりです。

記

- 1 種類及び品種 ①  
②  
③
- 2 頭 数 ① 雄 頭（羽）、去勢 頭、雌 頭（羽）、計 頭（羽）  
② 雄 頭（羽）、去勢 頭、雌 頭（羽）、計 頭（羽）  
③ 雄 頭（羽）、去勢 頭、雌 頭（羽）、計 頭（羽）
- 3 送致年月日 年 月 日
- 4 仕出国名
- 5 検疫期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで
- 6 仕向先明細

輸入検疫証明書番号	仕 向 先	仕向先名称	頭羽数	検疫番号	備 考
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					
-----					

- (注) 1. 記載しきれない場合は別葉とすること。  
2. 繁殖用馬は、雌雄別に記載すること。

7 検疫期間中に摘発された監視伝染病、異常所見等及びそれらの処置状況

検 疫 番 号	個体標識	疾病名・異常所見等	転 帰	摘 要
-----				
-----				
-----				

- (注) 1. 記載しきれない場合は別葉とすること。  
2. 摘発疾病については、摘要欄に判定月日、判定方法を記載すること。

別 添

輸入動物の検査結果

検査番号			
① 臨床所見における特記事項			
② 各種検査結果			
疾 病 名	検査方法及び結果	疾 病 名	検査方法及び結果
③ 動物検疫所における投薬等の実施状況			
投薬物名	実施年月日	備	考

(参考1) 輸出国における検査結果

疾 病 名	検査方法及び結果	疾 病 名	検査方法及び結果

(参考2) 輸出国における投薬等の実施状況

疾 病 名	実施年月日	備	考